

Plan(計画)一覧

相談 部会

No	困りごと(事象)		原因 (分析)	どうやってクリアできるか (仮説)	具体的な取り組み			評価 予定時期
	内容	誰が			誰が	いつ	どうやって	
相 1501	障害福祉サービスについて利用者に分かりやすいパンフレットがない	本人・家族	周知・広報のパンフレットが作られていない	利用者向けのサービス利用のための手引書を作成する	市障害福祉課(下村氏)	2016年度内	課内で検討	2016年11月
相 1502	相談支援の業務マニュアル(ガイドライン)がない	支援者	市独自のものが作られていない	部会でマニュアルを作成する	さんねとなにわ	2016年	部会やチームで検討	2016年11月
相 1503	計画相談に対応出来る事業所が少ない	本人・家族	指定特定相談支援事業所(相談支援専門員)が少ない	他の社会福祉法人等に相談支援事業の取り組みをお願いに行く	市障害福祉課	2016年	直接各事業所へ行く	2018年11月
相 1504	障害福祉の各種サービスがない(少ない)ため必要な時に利用できない	本人・家族	事業所が運営しやすいようなシステム(制度)になっていない	(事業所を増やす) (各種サービスを増やす) 代替できるサービスを考える、情報を得る、交渉する	市障害福祉課 部会	2016年	部会で検討	2018年11月
相 1505	就労移行事業を利用するため、他市事業所にいかなければならない	本人	市内に就労移行事業所がない	(事業所を増やす) (各種サービスを増やす) 代替できるサービスを考える、情報を得る、交渉する	市障害福祉課 部会	2016年	部会で検討	2018年11月
相 1506	児童のショートステイがない	本人・家族	対応する事業所がない	(事業所を増やす) 代替できるサービスを考える、情報を得る、交渉する	市障害福祉課 部会	2016年	部会で検討	2018年11月
相 1507	他分野の機関との情報交換ができる場所が欲しい	支援者	情報交換ができる場がない、少ない	情報交換できる場を作り、それぞれの分野の相互理解を深め、協力体制を整える	障害福祉課 くまのいえ ピアセンター	2016年	部会やチームで企画、実施	2016年11月
相 1508	教育分野との連携が難しい	支援者 本人・家族	情報交換できる場がない 相談支援事業とは何かが周知されていない	情報交換できる場を作り、情報共有、普及活動を行う	障害福祉課 くまのいえ ピアセンター	2016年	部会やチームで企画、実施	2016年11月
相 1509	具体的な難病への支援の仕組みや対応が決まっていない	本人	保健所と障害福祉分野との連携が出来ていない	保健所難病チームと障害福祉課で、当事者(該当者)に情報提供を行う	障害福祉課 くまのいえ ピアセンター	2016年	部会やチームで企画、実施	2016年11月

資料 3-1
相談

Check(確認・評価)一覧

No	具 体 策	評 価 日	実行してどうだったか (検証)	クリア(終了)/持ち越し	理 由 (持ち越す場合は新たな仮説を立てて記載)
相 1501	課内で検討	2016年11月	市で作成、今後もバー ジョンアップしていく	終了	「柏原市障害福祉の手引き」の改良を行った。引き続き わかり易い手引きの改良に努める
相 1502	部会やチームで 検討	2016年11月	4・10月勉強会で検討	終了	2017年5月マニュアル作成
相 1503	直接各事業所 へ行く	2016年11月	随時実施中	持ち越し	複数の事業所で計画相談支援事業について検討中
相 1504	部会で検討	2016年11月	制度上の制約がある中 で、個別に対応するしか ない	持ち越し	ケースを積み上げ、生活支援事業などで検討されるよう働き かける
相 1505	部会で検討	2016年11月	検討中	持ち越し	制度上の制約もあり、更なる検討を行いたい
相 1506	部会で検討	2016年11月	市内には事業所が無く、 他市の事業所を利用	持ち越し	他市の社会資源情報など共有
相 1507	部会やチームで 企画、実施	2016年11月	H28年度も介護保険ケア マネとの合同勉強会実施	終了	H29年も継続的に合同研修を実施
相 1508	部会やチームで 企画、実施	2016年11月	子ども部会への教育分野 関係者の参加が定着	終了	子ども部会で、より具体的に課題として取り上げ検討さ れている
相 1509	部会やチームで 企画、実施	2016年11月	6月勉強会で保健所難 病担当者と勉強会実 施	終了	H28年度の勉強会で、保健所との連携強化の共通認識 を持つ

Plan (計画)

No	困りごと (事象)		原因 (分析)	どうやったからクリアできる か (仮定)	具体的な取り組み			評価 予定時期
	内容	誰が			誰が	いつ	どうやって	
<1501	入所施設を 利用できない	当事者	・国方針で新設が不可 ・現入所者重度・高齢化 で滞留	・規制の緩和 ・高齢施設への移行推進 ・グループホーム増やす	・保留 ・部会 ・部会	・保留 ・未定 ・未定	・保留 ・ケアマネとの 情報交換の 実施 ・検討会の設 置 ・事例検討会	・保留 ・未定 ・未定
<1502	グループホームを 利用できない	当事者	・GH設置が困難 ・国庫補助獲得困難、消防 法厳格化等 ・GHの安定運営が困難 ・小規模で重度の方の支援 ・経営困難、夜間支援体制 ・確立困難 ・最重度の方 利用困難 ・大声、飛び跳ねる方等	・柏原市独自の設置基準作 成 ・個別課 題は事例検討	・部会 ・部会	・今年度中 ・毎回の部会		・年度末 ・年度末
<1503	ショートステイが 利用できない	当事者	・入所併設型慢性的に一 杯・単独型経営困難	・上記、GH課題の対応 ・報酬単価UPと規制の緩 和	・部会 ・保留	・今年度中 ・保留	・検討会の設 置 ・保留	・年度末 ・保留
<1504	行動障害があること で、サービスを利用 できない	当事者	・児童期からの支援不備	・子ども部会に検討を依頼	・部会	・今年度中	・具体的な項 目の整理	・年度末
<1505	後見人が選任されて いないため、サービ スをスムーズに利用 できない	当事者	・必要性の認識が乏しい	・協議会全体としての研修 内容として提案	・部会	・次年度以降	・提案書の作 成、提出	・次年度以 降
<1506	地域との交流や外出 をする機会が少ない	当事者	・ヘルパー休日確保困難 ・男性ヘルパー確保困難	・ヘルパー事業所との具体 的なニーズのすり合わせか ら始める	・部会	・今年度中	・ヘルパー事 業所とのすり 合わせの実施	・年度末
<1507	相談する窓口や役割 分担がはっきりしな い	当事者	・たくさんの相談機関が増え たが、業務範囲・責任の所 在が不明確	・相談部会に検討を依頼	・部会	・今年度中	・具体的な項 目の整理	・年度末
<1601	日中活動とGHの利用 時間調整が配置の関係 で困難	当事者 事業所	・経営上、利用者のいない 時間帯に職員配置が困難		・部会	・今年度中	・部会で検討	・年度末

＜1602＞	GHの設置基準が厳し 費用もかさみ経営が 厳しい	事業所	経費に比べて算定額が 少ない		・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1603＞	GHの利用者間で関係性 が悪化すると修復が困 難	当事者 事業所	GHが少なく代替施設も 見つけにくい		・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1604＞	職員の入替りが多いの で安定した配置が難し い	事業所	ゆとりを持った配置がで きるだけの収入が得られ ない 制度的課題		・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1605＞	サービス利用に拒否 感を示す人のサービ スへのつなぎ方	当事者 事業所	自身の状態把握が困難	・相談部会に検討を依頼	・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1606＞	訪問入浴を利用でき る回数が少ない	当事者	市としての取り決めの問 題対応できる事業所が少 ない	予算の確保	・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1607＞	重度身体障害者の サービス利用が困難	当事者	重度身体障害者に対応で きる事業所が少ない	高齢者施設を利用できる仕組み づくり	・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1608＞	日中活動のサービス 終了後に後使える サービスが無く家族 の就労に影響が出る	当事者	送迎、職員の勤務時間、 配置基準などにより、日 中活動の終了時間が早い	日中施設の利用時間の延長が できる仕組みづくり	・部会	・今年度中	部会で検討	・年度末
＜1701＞	グループホームに土 日の昼間、支援員が いない。	当事者	グループホームは主に夜 間の支援を想定された サービスであり日中の職 員配置を求められていな い。平日であれば同一法 人内の日中活動との調整 で対応できるが、日中活 動が休みの土日は、職員 配置が困難になる。	土日など休日の支援に対し ての職員配置加算など、対 応可能な制度にする。	・部会	・今年度中	障害福祉計画 など行政計画 に載せる。	・2017年度 末
＜1702＞	スプリングラターの設 置義務によりグルー プホームの設置が難 しくなる。	当事者	総合支援法と消防法の目 的の違いにより、地域の 生活拠点となる、グルー プホームに施設としての 安全性が求められるよう になったため。	現実に合わせて消防法の運 用。 消防法と総合支 援法の習合せ。	・部会	・今年度中	障害福祉計画 など行政計画 に載せる。	・2017年度 末

1703	ゲループホームの規模施設化	当事者	重度の方は、スプリングラウーの設置されたホームしか利用できない。ためスプリングラウーの設置が困難な賃貸借リ上げのホームは利用できない。スプリングラウーを設置することと考えると、費用負担もあり経営上10名規模のホームを設置することになる。	スプリングラウー設置費用に対する経済的援助。賃貸住宅型ゲループホームに対応した法整備	・ 部会	・ 今年度中	障害福祉計画など行政計画に載せる。	・ 2017年度末
1801	災害時の障害者に対する柏原市の対応（避難所の支援体制、避難できない時の支援、救助や安否確認の体制等）がわからない。	当事者 支援者	要支援者名簿はあっても活用方法の周知がされていない。	支援体制について、市担当部署への確認と協議の場の設置。 人工心臓、人工呼吸器、障害の程度、生活状況など、支援の必要度、緊急性によって優先順位をつける。 支援マニユアルの整備。	くらし部会 協議会事務 障 害福祉課 危機管理課 社協	・ 2018年度	担当課に話を聞く	・ 2018年度末
1802	ゲループホーム、入所施設では夜間の職員が少なく緊急時の対応が困難	当事者 支援者	災害時の施設間の協力体制等災害時の緊急対応が決まっている。それぞれの法人としての災害対応の規程もあり、協力には調整が必要。	各事業所だけではなく、自立支援協議会や関係機関で災害時の連携について決めておく。 事業所を越えた福祉職員の連携体制の検討。 避難計画の作成。 緊急時の福祉サービスの運用について検討する。	くらし部会 協議会事務 障 害福祉課	・ 2018年度	担当課に話を聞き必要に応じて協議の場を持つ。	・ 2018年度末
1803	災害時の障害福祉サービスの運用が決まっている。	当事者 支援者	災害時は「災害救助法」の運用によりケースバイケースの対応になると思われるのでマニユアル化が難しい。		くらし部会 協議会事務 障 害福祉課	・ 2018年度	担当課に話を聞き必要に応じて協議の場を持つ。	・ 2018年度末

1804	被災後の障害者への支援体制が決まってい	当事者支援者	被災時の支援体制等について市民への周知が不十分。	安否確認の、もれや重複を防ぐため安否確認の分担を決める。 事業所を越えた連絡網の整備。 情報発信のしくみ作り。 LINEの活用。 備蓄品購入費に対する公的助成。	くらし部会 協議会事務局 福祉課 危機管理課 社協	・2018年度	担当課に話を聞き必要に応じて協議の場を持つ。	・2018年度末
1901	地域との交流や外出をする機会が少ない。(1506を継続)	当事者支援者	・障害者の生活の様子や障害特性、支援方法などが地域住民に知られていない。 ・障害のある人もない人も一緒に楽しめる場が必要。	啓発活動の実施 ・第3回つながる音楽祭 ・企業向けの啓発活動	くらし部会	2019年度中	つながる音楽祭 啓発活動（スーパースター対象）	・2019年度末
1902	災害時の障害者に対する柏原市の対応（避難所の支援体制、避難できない時の支援、救助や安否確認の体制等）がわからない。(1801を継続)	当事者支援者	柏原市として、障害者の支援について具体化されたものは確立されていないので、まず自助・共助の部分で自分たちで取り組める事を考えて行く。	大阪府のガイドライン等を参考に、勉強会を開催する。 災害時の障害者支援についての研修会を開催する。	くらし部会 協議会事務局 障害福祉課	2019年度中	資料を集め、具体的な課題について検討していく。 震被災地の事業所や、自立支援協議会、ゆめ風基金など具体的な支援についての知見があるところから話を聞く。	・2019年度末
1903	グループホーム、入所施設では夜間の職員が少なく緊急時の対応が困難（1802を継続）							

<1505	後見人が選任されていないため、サービスをスムーズに利用できない	くらし部会の課題を整理し、取り組みの範囲を協議した。	終了 障害福祉計画に基づき、成年後見制度の利用の促進を図る。
<1506	地域との交流や外出をする機会が少ない	2018年8月第2回つながらる音楽祭を開催。ボランティアを含め約50名の参加があった。一般市民の参加はすくなかったが、障害者の余暇支援にはなった。 くらし部会として、具体的に取り組みたい課題であるので継続していく。	つながらる音楽祭は2019年度も引き続き開催する。事務局会議にも協力を呼びかけ、参加者を増やしていく。 スーパーマーケットは、障害の方も良く利用されるので、現場職員さん向けに障害理解について研修会を行う。 学校関係への啓発については子ども部会に対応してもらえるかお願いしてみる。
<1507	相談する窓口や役割分担がはっきりしない	課題整理会議にあげた。 終了	相談の縦割り構造、複数の支援をつないでいく仕組み、隙間をどう埋めるかなど、相談部会に検討を依頼する。

Check (確認・評価) 2016年度評価 2016.2.13

	課題	実行してどうだったか	クリア (終了) / 持ち越し	理由 (持ち越し場合は新たな仮説を立てて記載)
<1501	入所施設が利用できない	くらし部会の課題を整理し、取り組みの範囲を協議した。	終了	事務局会議で報告しくらし部会としては終了する。
<1502	グループホームを利用できない	くらし部会の課題を整理し、取り組みの範囲を協議した。	終了	障害福祉計画に要望事項として記載され、問題提起はできたということで部会の課題として一旦終了とするが、課題解決に至ったわけではないので今後も動向を見守っていく。
<1503	ショートステイが利用できない	くらし部会の課題を整理し、取り組みの範囲を協議した。	終了	障害福祉計画に要望事項として記載され、問題提起はできたということで部会の課題として一旦終了とするが、課題解決に至ったわけではないので今後も動向を見守っていく。
<1504	行動障害があることで、サービスを利用しにくい	くらし部会の課題を整理し、取り組みの範囲を協議した。	終了	事務局会議で報告しくらし部会としては終了する。

＜1601	サービス利用に拒否感を示す人のサービスへのつながり		終了	
＜1602	GHの利用者間で関係性が悪化すると修復が困難	検討の結果、部会での通り組は終了とした。	この課題としては終了	資源不足の解消という課題なので、幅を広げ表現を変えて2017の課題としてあげる。
＜1603	訪問入浴を利用できる回数が少ない			
＜1604	重度身体障害者のサービス利用が困難			
＜1605	日中活動のサービス終了後に後援えるサービスが無く家族の就労			
＜1701	グループホームに土日の屋間、支援員がない。	第5期障害福祉計画に記載	終了	障害福祉計画に要望事項として記載され、問題提起はできたということで部会の課題としては一旦終了とするが、課題解決に至ったわけではないので今後も動向を見守っていく。
＜1702	スプリングラターの設置義務によりグループホームの設置が難しくなる。	第5期障害福祉計画に記載	終了	

<1703 グループホームの小規模施設化	第5期障害福祉計画に記載	終了	
<1802 災害時の障害者に対する柏原市の対応（避難所の支援体制、避難できない時の支援、救助や安否確認の体制等）がわからない	市の中でも障害者の支援体制については、検討中である。	部会だけの取組としては課題が大きいのので、事務局会議に上げて、自立支援協議会全体の取組としても検討してもらう。	大阪府のガイドライン等を参考に、自助・共助の部分で自分たちで取り組める事を考えて行く。災害時の障害者支援についての研修会を開催する。
<1803 グループホーム、入所施設では夜間の職員が少なく緊急時の対応が困難	各事業所、法人内での災害対応マニュアルの整備が必要。	部会として取り組めることは、持ち越して引き続き検討する。	
<1804 災害時の障害福祉サービスの運用が決まっている。	災害時は「災害救助法」の適用により、状況に応じて柔軟に対応できる。	終了	
<1805 被災後の障害者への支援体制が決まっている。		終了	

No	課題	具体策	評価日	実行してどうだったか (検証)	クリア(終了)/持ち越し 次年度継続	理由(持ち越し場合は新たな仮説を立てて記載)
日就1501	働く場がない (一般就労)	研修会や勉強会・発表会 等の情報を集める	2019年3月	情報量及び事業所間の 連携の不足が明らか になった。	次年度継続	日中・就労部会の活性化と情報共有の手 段を検討する。 就労支援マニュアル(仮)の作成を継続 検討。
日就1502	働くことができるか不 安(一般就労)		2019年3月			
日就1503	アフターフォローがで きない(一般就労)	支援員の養成と確保	2019年3月	H30年4月の制度改正 により就労定着が制 度化された。	次年度継続	定着支援の実績の検証を行う
日就1504	送り出した後の利用 者の確保(福祉的 就労)	空き情報等を発信する	2019年3月	事業所間の情報不足 が明らかになった	次年度継続	相談支援事業所等を通して情報共有を 行う。
日就1505	工賃をもっとほしい (福祉的就労)	共同受注の促進、適 正な作業の確保	2019年3月	一部の事業所間で共 同受注を行っている。	日中就労部会の課題とし ては終了とし、各事業所 間の連携や等により解決 を図る	ふるさと納税の返礼品としての販路拡大 を含め、各事業所間の連携や等により解 決を図る
日就1506	本人に合った職種 (作業)の提供ができ ていない(福祉的 就労)		2019年3月	マッチングが課題と なっているが事業所で 対応すべき課題。		
						各事業所間の連携や等により解決を図る

Plan(計画)

No	困りごと(事象)		原因 (分析)	どうやったらクリアできるか (仮説)	具体的な取り組み			評価 予定時期
	内容	誰が			誰が	いつ	どうやって	
日就1501	働く場がない (一般就労)	当事者	事業者間の情報不足 当事者・雇用側双方の情報不足	日中・就労部会の活性化と 情報共有の手段を検討す る。	日中・就労	令和元年	日中就労部会等 での情報共有 及び勉強会や情 報交流会の実施	令和元年度末
日就1502	働くことができるか不安 (一般就労)	当事者 (親)	スキルアップと就労支援が 不足している	就労支援マニュアル(仮)の 作成を継続検討。				
日就1503	アフターフォローができない (一般就労)	事業所	日常の業務に追われ手が回 らない	人員の確保及び就労定着 支援加算の活用	各事業所	令和元年	加算制度の周知と 活用を図る	令和元年度末
日就1504	送り出した後の人員の確保 (福祉的就労)	事業所	ニーズがどの程度あるのか 把握できていない 事業所間の情報不足が明ら かになった	事業所間のネットワーク作り	事業所間 日中・就労	令和元年	相談支援事業所等 を通して情報共有 を行う。	令和元年度末
日就1505	工賃をもっとほしい (福祉的就労)	当事者	単価の高い作業がない	複数の事業所が共同で受注 できる体制作り	事業所	30年度		30年度末
日就1506	本人に合った職種の提供 ができていない (福祉的就労)	事業所	作業が見つからない	自主製品の常設販売 (インターネットショッピング) ホームページの活用	事業所	30年度	ホームページ活用	30年度末

► 2010年10月10日 星期六

No	困りごと (事象)	誰が	原因 (分析)	どうやったらクリアできるか (仮説)	具体的な取り組み		評価 予定時期
					誰が	いつ	
子1501	18歳になると、放デイが使えなくなり、生活介護就労などが終わった後のサービスがなく、親がフルタイムで働けない。	親 (家族) 支援者	・生活介護等の営業時間が短い (15時頃に終わる) ・大人対象のタイムケア事業がない	・大人対象のタイムケアを創設 ・生活介護等の利用時間延長とそれに伴う必要な職員配置基準の見直し	くらし部会	2015年度	具体的に検討し直す クリア (終了)
子1502	進学やサービス利用の際に同じ内容の成育歴をそのたびに話さなければならぬ。	親 (家族) 支援者	・年齢ごとに変わる機関が変わり、一貫して支援できる仕組みがない	・相談支援ツアールを作成する ・分野を超えた関係機関のネットワークを構築する	子ども部会	2015年度	相談支援ツアールかしわらっ作成 クリア (終了)
子1503	障害児が思い切り遊べる場所がない。	本人 親 (家族)	・市内に広い公園がない ・園庭のある療育施設がない	・廃園、廃校になった幼稚園や小学校、企業の運動場や体育館を借りる	子ども部会 障害福祉課 教育委員会	2015年度 2015年度	教育委員会への打診 行政間での調整 クリア (終了) クリア (終了)
子1504	各種検診で該当する児が出てくる体制が整っていない。	親 (家族) 支援者	・子どもの障がいを受容できない ・親が理解しても親族が受容できない ・親の障がい受容に見極めが困難 ・各担当部署だけでは、年齢による経過を追えない	・乳幼児健診受診の積極的受診 ・相談機関の利用	子ども部会	2015年度	資源マップの作成 クリア (終了)
子1505	18歳になると、放デイが使えなくなり、生活介護就労などが終わった後のサービスがなく、親がフルタイムで働けない。	親 (家族) 支援者	・生活介護等の営業時間が短い (15時頃に終わる) ・大人対象のタイムケア事業がない	・大人対象のタイムケアを創設 ・生活介護等の利用時間延長とそれに伴う必要な職員配置基準の見直し	くらし部会	2015年度	具体的に検討し直す クリア (終了)
子1506	進学やサービス利用の際に同じ内容の成育歴をそのたびに話さなければならぬ。	親 (家族) 支援者	・年齢ごとに変わる機関が変わり、一貫して支援できる仕組みがない	・相談支援ツアールを作成する ・分野を超えた関係機関のネットワークを構築する	子ども部会	2015年度	相談支援ツアールかしわらっ作成 クリア (終了)
子1507	障害児が思い切り遊べる場所がない。	本人 親 (家族)	・市内に広い公園がない ・園庭のある療育施設がない	・廃園、廃校になった幼稚園や小学校、企業の運動場や体育館を借りる	子ども部会 障害福祉課 教育委員会	2015年度 2015年度	教育委員会への打診 行政間での調整 クリア (終了) クリア (終了)
子1508	各種検診で該当する児が出てくる体制が整っていない。	親 (家族) 支援者	・子どもの障がいを受容できない ・親が理解しても親族が受容できない ・親の障がい受容に見極めが困難 ・各担当部署だけでは、年齢による経過を追えない	・乳幼児健診受診の積極的受診 ・相談機関の利用	子ども部会	2015年度	資源マップの作成 クリア (終了)
子1509	18歳になると、放デイが使えなくなり、生活介護就労などが終わった後のサービスがなく、親がフルタイムで働けない。	親 (家族) 支援者	・生活介護等の営業時間が短い (15時頃に終わる) ・大人対象のタイムケア事業がない	・大人対象のタイムケアを創設 ・生活介護等の利用時間延長とそれに伴う必要な職員配置基準の見直し	くらし部会	2015年度	具体的に検討し直す クリア (終了)
子1510	進学やサービス利用の際に同じ内容の成育歴をそのたびに話さなければならぬ。	親 (家族) 支援者	・年齢ごとに変わる機関が変わり、一貫して支援できる仕組みがない	・相談支援ツアールを作成する ・分野を超えた関係機関のネットワークを構築する	子ども部会	2015年度	相談支援ツアールかしわらっ作成 クリア (終了)

No	困りごと（事象）	誰が	原因 （分析）	どうやったらか （仮説）	具体的な取り組み		評価 予定時期	
	内容				誰が	いつ		どうやって
子 1601	医療ケア（吸引・気管切開・胃ろう等）の必要な子どもが利用できる保育所がない。	親（家族）	・保育所に医療ケアの整備が整っていない	・保育所の整備が進む	子ども部会	2017年度	協議の場を設ける	2017年度末
子 1602	発達に偏りのある子どもが使えるサービスの一覧表がほしい。	支援者 親（家族）	・柏原市内で利用できる公的サービス・医療機関・事業所・教室などの一覧表がない ・療育機関の数が圧倒的に少ない	・サービス一覧表を作成する	子ども部会	2018年度末	部会で検討	2018年度末
子 1603	療育機関（心理・OT・PT・ST等）がすべてに利用できない。	相談機関 親（家族）	・療育機関の数が圧倒的に少ない ・療育機関の定員がいっぱいである	・療育機関の数を増やす ・療育機関の定員を増やす	子ども部会	2017年度	社会資源の創設に努めるよう、呼びかける	2017年度末
子 1604	相談や療育機関を利用した子どもたちの状況や検査結果を柏原市全体として把握しにくい。	保護センター 子ども未来部 教育委員会 療育機関	・情報を共有するシステムがない	・市として情報を共有するシステムを構築する（個人情報関係で難しいか？）	子ども部会	2018年度	相談支援フアイル『かしわらっつに』の運用を推進する	2018年度末
子 1605	発達に偏りのある子どもを持つ保護者が不安や悩みを抱えている。	親（家族）	・保護者同士が交流できる場が足りていない ・相談窓口は複数あるが、必要な人に情報が届いていない	・就学前相談会の実施	子ども部会	2017年度	子ども部会主催で実施する	2017年度末
子 1606		親（家族）	・相談窓口は複数あるが、必要な人に情報が届いていない	・相談窓口を広く知ってもらう機会を設ける	子ども部会	2018年度	子ども部会で検討	2018年度末
子 1607	発達に偏りのある子どもとの接し方を勉強する機会がほしい。	支援者 親（家族）	・子どもとの接し方を学ぶ機会が足りていない	・研修会・勉強会の実施	子ども部会	2018年10月 （年1回ほど）	講演会を実施	2018年度末
子 1608	発達に偏りのある子どもが集まって楽しめる機会がほしい。	親（家族）	・発達に偏りのある子どもを対象にしたイベントが少ない	・イベントの開催	子ども部会	未定	イベントの開催	2018年度末
子 1609	地域への障害理解を広げていきたい。	支援者	・地域への障害理解を広める効果が期待されるから	・地域向けの講演会を実施	子ども部会	未定	講演会の開催	2018年度末
子 1610	地域の課題を抽出・共有する機会が少ない。	親（家族） 支援者	・地域の課題を聞き取る場がない	・地域の課題を聞き取る場を設ける	子ども部会	2017年度末	『つぶやきシート』の導入	2017年度末
子 1701	医療的ケア児の課題について協議する場がない	親（家族） 支援者	・柏原市内に医療的ケア児の課題について協議する場がない	・柏原市内に医療的ケア児の課題について協議する場を設ける	障害福祉課	2018年度	子ども部会を『医療的ケア児』と位置付け、課題について検討する	2018年度末
子 1702	就学に向けて、相談や情報が得られる場がほしい	親（家族）	・就学に関する情報を聞く機会が少ない ・子どもに関わる機関や事業所が成人の事業所を見学する機会がない	・就学説明会と就学懇談会を実施する	子ども部会 教育委員会	2018年5月 2018年9月	就学説明会、懇談会等を実施	2018年度末
子 1702	発達に偏りのある子どもが大きなつたときの様子やサービスを、子どもに携わる支援者が知る	支援者	・子どもに携わる支援者が知る	・大人の事業所の見学会を実施する	事務局	2018年度	就学説明会、懇談会等を実施	2018年度末
子 1703	進学（中、高、大）に向けて、相談や情報が得られる場がほしい	親（家族）	・進学だけでなく、進学について不安を感じる二家族が多いが、情報を得られる機会が少ない	・進学に関する情報を得られる機会を設ける	子ども部会	未定	情報提供を行う機会を設ける	2018年度末

柏原市障害者権利擁護サポートセンター活動報

資料 4

1. 2017年度新規虐待通報・相談・届出件数に関する事項（疑い含む）

①件数と内訳		① 件数 8 件					
		① 通報 6 件		② 相談 2 件		③ 届出() 件	
②通報等に係る虐待の種別		① 養護者虐待 6 件		② 施設従事者虐待 2 件		③ 使用者虐待 件	
		① 身体的 4 件		② 性的 件	③ 心理的 2 件	④ 経済的 2 件	⑤ 介護の放棄・放人 件
③疑われる虐待行為(重複)							
③相談・通報者の内訳		① 警察 1 件		② 相支専門員・施設従事者等 4 件		③ 本人 1 件	
		⑤ 市役所 2 件		⑥ 社協 件		⑦ 大阪府自立相談支援センター 件	
④虐待者の関係		① 配偶者 2 件		② 父親 1 件	③ 母親 2 件	④ 姉妹 件	⑤ 息子 件
		⑦ 施設職員 2 件		⑧ 福祉サービス職員 件		⑨ 同僚 件	⑩ 管理者 件
⑤本人の状況(重複)		性 別					
		障がい種別					
⑥事実確認の状況		方法		① 訪問調査による事実確認 6 件		② 関係者からの情報収集のみの調査 2 件	
		認定件数		擁護者による経済的虐待 1 件		③ 立入調査による事実確認 件	

2. 2018年度新規虐待通報・相談・届出件数に関する事項（疑い含む）

①件数と内訳	① 件数 10 件		* 精神障害者の夫から妻への暴力と言う通報1件も含む ②以降の件数にはカウントしない			
	① 通報 10 件		② 相談 件		③ 届出[] 件	
②通報等に係る虐待の種別	① 養護者虐待 4 件		② 施設従事者虐待 4 件		③ 使用者虐待 1 件	
③疑われる虐待行為(重複)	① 身体的 4 件	② 性的 1 件	③ 心理的 4 件	④ 経済的 件	⑤ 介護の放棄・放人 件	
③相談・通報者の内訳	① 警察 4 件	② 相支専門員・施設従事者等 3 件		③ 本人 1 件	④ 家族・親族(件)	
	⑤ 市役所 件	⑥ 社協 件		⑦ 大阪府自立相談支援センター 件		⑧ その他(ハローワーク 1 件)
④虐待者の関係	① 配偶者 4 件	② 父親 件	③ 母親 件	④ 姉妹 件	⑤ 息子 件	⑥ その他親族(件)
	⑦ 施設職員 4 件	⑧ 福祉サービス職員 件		⑨ 同僚 1 件	⑩ 管理者 件	⑪ その他機関(件)
⑤本人の状況(重複)	性 別	① 男性 2 件 ② 女性 7 件				
	障がい種別	① 身体障がい 件	② 知的障がい 1 件	③ 精神障がい 7 件	④ 発達障がい 1 件	⑤ その他(件)
⑥事実確認の状況	方法	① 訪問調査による事実確認 6 件		② 関係者からの情報収集のみの調査 3 件		③ 立入調査による事実確認 件
	認定件数	施設従事者による性的虐待 1 件				

3. 2018年度成年後見制度利用に関する事項

相談件数		6 件		後見開始件数		2 件	内訳	後見	1 件	保佐	1 件	補助	0 件	申請中	1 件
対象者内訳	性別 ① 男性 3 件		② 女性 3 件												
	障がい種別 ① 身体障がい 1 件		② 知的障がい 3 件		③ 精神障がい 2 件		④ 発達障がい 件		⑤ その他(件)						
相談者内訳		本人		家族		親族	1 件	関係機関	5 件	その他					

手話言語条例の基本内容

項 目	内 容	備 考
(1) 目的	条例制定の趣旨及び目的 ①「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」において、手話は、手指や表情等により表現する独自の体系を有する言語であると位置づけられている。 ②手話への理解の促進と手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、すべての市民が安心して生活できる共生社会の実現。	条文の前に前文を置き、条例制定の趣旨を述べる自治体もあるが、本市は条文において趣旨及び目的を規定することを検討している。
(2) 定義	「ろう者」の定義 手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者	
(3) 基本理念	手話への理解促進及び手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを基本に行われなければならない。	
(4) 市の責務	基本理念に基づく市の責務 ①手話への理解促進及び手話の普及を図る。 ②ろう者が手話を使用しやすい環境を整備する。	「市」とは、市役所及び教育委員会（学校）を含めた柏原市全体を示す。
(5) 市民・事業者の役割	市民及び事業者が果たす役割 ①基本理念に対する理解を深める。 ②市が推進する施策に協力するよう努める。	「市民」とは、本市内に住む人、本市に通勤・通学する人、「事業所」とは、本市内に事業所を置く事業者を意味する。
(6) 施策の推進及び運営	市が障害者の福祉に関する計画と整合性を図り実施する施策 ①手話への理解促進、手話の普及に関する施策 ②手話による情報発信及び情報取得に関する施策 ③手話による意思疎通の支援に関する施策 ④専属手話通訳者の設置	第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画
(7) 手話を学ぶ機会の確保	市が市民に手話を学ぶ機会の確保するに当たり、ろう者及び手話に関わる者と協力することを定める。	

